弘前市のまちづくりにおいて重要なことは何か。

【審議前】
弘前市自治基本条例市民検討委員会
2012/9/24

基本理念

人

- 25 人情あふれる明るいまちづくり
- 28 学都弘前と言われる活用
- 32 もう一度行ってみたいまちづくり
- 39 子どもの権利の保障、参画
- 49 元気な弘前市民づくり
- 60 大学生が活動できるまちづくり
- 63 せられる仕事（職業倫理）
- 64 市民の日常生活もまちづくりとして意識
- 65 多世代が関わること
- 76 笑顔のあふれる子育てへの支援

環境

- 27 緑豊かな自然の保護
- 62 若い人が帰って来れる土壌
- 70 城下町の特徴を生かしたまちづくり

基本原則

住民自治

- 5 ボランティア活動・ＮＰＯ活動の一層の促進
- 59 小学校と地域の関わり

協働

- 3 行政と市民の多様な協働
- 6 現在の行政と市民との協働の見直し
- 22 協働によるまちづくりと市民参画
- 40 協働によるまちづくり
- 45 新しい公共のあり方
- 66 行政を超えて、一般市民も参加すること
- 69 異業種が関わりあうこと

主体の役割

市民

- 2 立案力（自治）の向上
- 42 コミュニティにおける市民の役割
- 29 市民の権利
- 30 市民の責務

コミュニティ

- 8 新しい状況下における町内会の機能の検討
- 31 町会組織
- 38 市と町会組織
- 58 町会活動（組織）の強化

行政

- 18 会・市民の役割の明確化
- 1 職員の政策立案力の向上
- 11 職員の意識改革
- 17 職員の意識
- 23 執行機関の任務
- 37 危機管理の意識
- 35 市長の意識
- 41 執行機関職員のマインドアップ（意識）

議会

- 9 議会のあるべき姿
- 20 運営や議論内容の透明化
- 36 市会議員の意識

企業

- 4 企業の一層の社会貢献

仕組み

市民参加の場の提供

- 7 市民活動をサポートするセンター(ｼﾞｿｸﾀﾝｸ)の創設
- 21 社会教育活動その他の市民活動がしやすい環境づくりと相互理解の場の設定
- 10 市民参加の仕組み
- 48 マイノリティ（少数派）への支援
- 67 住民参加の場があること(1)
- 55 公共施設の利用
- 68 住民参加の場があること(2)

情報共有

- 13 積極的な情報公開、情報提供
- 24 執行機関の情報公開
- 50 まちづくりに関することがらの市民への周知方法
- 51 査とその情報掲示の徹底
- 52 専門用語を使用せず、理解し易い表現
- 54 市民の意識高揚への対応

人材育成

- 44 青少年の環境整備と人材育成
- 46 人財の発掘、育成

総合計画

- 12 総合計画の策定と市民参加
- 19 総合計画を主体としたまちづくりの実現と、計画年度と市長任期の

自治基本条例の運用

- 33 自治基本条例を効果的にする

課題

教育

- 47 教育力の充実・向上

文化

- 16 貴重な文化財を生かす
- 26 伝統ある桜保存と観光
- 43 歴史と文化を次世代につなげる
- 53 市としての文化の継承 地域としての文化の継承 市と地域が連携しての文化の継承
- 61 歴史的建造物の保存・活用

経済

- 14 衰退している農業に歯止めをかける
- 15 リンゴ農家が豊かになるように「りんごのまち」としてＰＲ
- 71 時代の変化に対応した農業の振興
- 74 商店街の活性化

福祉

- 34 高齢者、一人暮らし、障がい者への安心感
- 56 福祉のまちづくり（ハード面）
- 57 福祉のまちづくり（ソフト面）
- 72 生きがいに満ちた高齢者福祉充実
- 73 安心して利用できる介護保険サービス
- 75 生涯にわたる健康づくり